







て政令で定める者から推薦され  
た者で、当該運動競技の出発合  
団の用途に供するため必要な銃  
砲を所持しようとするもの

五 祭礼等の年中行事に用いる刀  
剣類その他の刀剣類を所持する  
ことが一般の風俗慣習上やむを得  
ないと認められるものを所持  
しようとする者

第四条第二項中「前項」を「第一  
項」に改め、同項を同条第五項と  
し、同条第一項の次に次の三項を加  
える。

2 前項の規定による許可を受けた  
者は、銃砲又は刀剣類を所持する  
ことになった場合においては、そ  
の所持することになった日から起  
算して十四日以内に、総理府令で  
定めることにより、その所持す  
ることとなつた銃砲又は刀剣類が  
當該許可に係る銃砲又は刀剣類で  
あるかどうかについて、住所地を  
管轄する都道府県公安委員会の確  
認を受けなければならない。

3 第一項第三号に規定する政令で  
定める者が行なう推薦は、國家公  
安委員会が定める数の範囲内にお  
いて行なるものとする。

4 第一項第三号に掲げる銃砲の所  
持の許可は、政令で定めるところ  
により、期間を定めて行なうもの  
とする。

第五条第一項第一号を次のように  
改める。

一 十八歳に満たない者（空氣銃  
の所持の許可を受けようとする  
者で、政令で定めるところによ  
り、政令で定める者から推薦さ

れたものにあつては、十四歳に  
満たない者）

第五条第一項第六号中「人の生命」  
を「他人の生命」に改める。

第五条に次の二項を加える。

3 都道府県公安委員会は、前条の  
規定による許可を受けようとする  
者に第一項第六号に該当する同居  
の親族（配偶者については、婚姻  
の届出をしていないが事實上婚姻  
關係と同様の事情にある者）を含  
む。（以下この項において同じ。）が  
ある場合において、その同居の親  
族が当該許可の申請に係る銃砲又  
は刀剣類を使用して他人の生命若  
しくは財産又は公共の安全を害す  
るおそれがあると認められる者で  
あるときは、許可をしないことが  
できる。

第八条第一項中第六号を第七号と  
し、第五号を第六号とし、同号を次  
のよう改める。

六 許可を受けた者が第四条第一  
項第三号若しくは第四号の政令  
で定める者からその推薦を取り  
消された場合又は空氣銃の所持  
の許可を受けた者で十八歳に満  
たないものが第五条第一項第一  
号の政令で定める者からその推  
薦を取り消された場合

3 警察官は、前項の規定により立  
入り検査を行なう場合において  
料の提出を求めることができる。

4 都道府県公安委員会は、指定射  
撃場が第一項の総理府令で定める  
基準に適合しなくなつた場合にお  
いては、その指定を解除すること  
ができる。

5 第一項の中「第二項」を「第三  
項」とし、同条第六項を同条第七項と  
し、同条第五項を同条第六項とし、同  
条第三項に改め、同項を同条第八項と  
し、同条第六項を同条第七項とし、  
同条第五項を同条第六項とし、同  
条第三項に改め、同項を同条第八項と  
し、「許可が取り消された者からの譲渡、  
贈与、返還等により新たに所持の許  
可を受けようとする者」を「許可が取  
り消された者から譲渡、贈与、返還  
等を受けた当該銃砲又は刀剣類につ  
いて所持の許可を受けた者」に改  
め、「申請をしたときは」の下に「都  
道府県公安委員会は」を加え、「返還  
することができる」を「返還するも  
のとする」に改め、同項を同条第五  
項とし、同条第三項を同条第四項と  
し、同条第二項中「前項各号の一」を  
「第一項各号の一又は前項」に、「人

第九条の次に次の二項を加える。  
(射撃場の指定等)

第九条の二 都道府県公安委員会  
は、銃砲で射撃を行なう施設のう  
ち、その位置及び構造設備がその  
射撃を行なう銃砲の種類ごとに總  
理府令で定める基準に適合し、か  
つ、当該施設を管理する者及びそ  
の管理の方法が總理府令で定める  
基準に適合するものを、当該施設  
を設置し、又は管理する者（以下  
この条において「設置者等」とい  
う。）の申請に基づき、当該種類の  
銃砲に係る指定射撃場として指定  
することができる。

第十条の二 第四条第一項第三号に  
掲げる銃砲の所持の許可を受けた  
者は、政令で定める場合を除き、  
政令で定める者に当該許可に係る  
銃砲の保管を委託しなければなら  
ない。

十一條の二 第四条第一項第三号に  
掲げる銃砲の所持の許可を受けた  
者は、政令で定める場合を除き、  
政令で定める者に当該許可に係る  
銃砲の保管を委託しなければなら  
ない。

三 指定射撃場において、その指  
定射撃場の指定に係る種類の銃  
砲で射撃をする場合

第十条の次に次の二項を加える。  
(銃砲の保管の委託等)

第十一条の二 第四条第一項第三号に  
掲げる銃砲の所持の許可を受けた  
者は、政令で定める場合を除き、  
政令で定める者に当該許可に係る  
銃砲の保管を委託しなければなら  
ない。

第十二条中「前条第一項」の下に  
「又は第二項」を加える。

第十四条中第十二条の前に次の二  
項を加える。

2 前項の規定により保管の委託を  
受けた者は、總理府令で定めると  
ころにより、銃砲を保管しなけれ  
ばならない。

の生命」を「他人の生命」に改め、  
同項を同条第三項とし、同条第一項  
の次に次の二項を加える。

2 都道府県公安委員会は、許可を  
受けた銃砲又は刀剣類を所持する  
者について第五条第三項に規定す  
る事情が生じた場合においては、  
その許可を取り消すことができ  
る。

第十二条中「前条第一項」の下に  
「又は第二項」を加える。

第十四条中第十二条の前に次の二  
項を加える。

2 前項の規定により保管の委託を  
受けた者は、總理府令で定めると  
ころにより、銃砲を保管しなけれ  
ばならない。





- 五 前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣つてゐる産業等の基礎条件の改善に関する重要事項で政令で定めるもの。
- (豪雪地帯対策審議会の設置及び所掌事務)
- 第五条 総理府に、附属機関として、豪雪地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。
- 一 豪雪地帯の指定に関する事項
- 二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
- 三 豪雪地帯に適応する産業の振興に関する事項
- 四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項
- 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要な事項
- 七 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことが可能である。専門委員は、関係行政機関の長に任命する。
- (審議会の組織)
- 第六条 審議会は、委員三十五人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者
- 二 參議院議員のうちから参議院が指名する者
- 三 関係行政機関の職員
- 四 道府県知事
- 五 学識経験のある者 九人以内
- 六 前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 第二項第五号の委員は、再選されることができる。
- 5 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 7 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことが可能である。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

- (資料の提出等の要求)
- 第七条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係機関等の協力による。
- 第八条 前三条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他の審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- (基本計画に基づく事業の実施)
- 第九条 基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののはか、当該事業に關する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、國、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- 第十一条 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に関し事業計画を作成し、これを經濟企画庁長官に提出しなければならない。
- 2 經濟企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとす。
- (事業計画の作成及び調整)
- 第十四条 基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、當該事業に要する經費に係る國の負担割合又は補助率について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。
- 第十五条 第二項第一号の次に次の二号を加える。
- 二十一の二 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第百六十三号)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。
- 第十九条 第十一号の次に次の二号を加える。
- 二十一の二 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関すること。
- 4 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

- (豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第百六十三号)の規定による改正)
- 第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のようになる。
- 第十二条 関係行政機関の長、関係機関等の協力による。
- 第十三条 國及び地方公共団体は、基本計画の円滑な実施が促進されるよう協力しなければならない。
- (審議会の運営等)
- 第十四条 第二十号の次に次の二号を加える。
- 二十一の二 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第百六十三号)に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。
- 第十五条 第十一号の次に次の二号を加える。
- 二十一の二 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関すること。
- 4 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

- (基本計画の実施に関する経費)
- 第十六条 政府は、基本計画を実施するため必要な資金の確保を行ふ。
- (施行期日)
- 第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次の二号を加える。
- 二十一の二 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関すること。
- 4 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。
- 第三十八条 第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の二号を加える。





(経過規定) 競輪等が昭和三十七年三月と同

年四月とにまたがつて開催された

ときは、当該競輪等に係る日本自

転車振興会に対する自転車競技法

第十条第一項(第二号)に関する部

分を除く。)の規定により交付すべ

き交付金及び小型自動車競走法第

十六条の規定により交付すべき交

付金の金額並びに全国モーターボ

ート競走会連合会に対するモータ

ーボート競走法第十九条の規定に

より交付すべき交付金の金額は、

同年三月三十一日までの期間に対応する部分の金額とし、第二条第二項の規定により日本自転車振興会に交付すべき交付金の金額は、同年四月一日以後の期間に対応する部分の金額とする。

### (総理府設置法の一都改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法

律百二十七号)の一部を次のように改める。

第十五条第一項の表中臨時行政調査会の項の次に次のように加え

る。

第一条 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

#### (自転車競技法の一都改正)

第一条第一項中「並びに機械工

業の合理化」を、「機械工業の合理

化並びに体育事業その他の公益の

増進を目的とする事業の振興」に

改め、同条第三項中「開催しなか

つたとき」の下に、又は指定市町

村について指定の理由がなくなつ

たと認めるとき」を加え、同条第

五項を次のように改める。

競輪施行者は、競輪の競技に関

する事務その他の競輪の実施に関

する事務(命令で定めるものを除

く。)を自転車競技会に委託するこ

とができる。この場合において

は、競輪に出場する選手及び競輪

に使用する自転車の競走前の検

査、競輪の審判その他の競輪の競

技に関する事務であつて命令で定

めらなければならない。

### 理由

自転車競技法等を廃止する法律の施行に伴い、離職することとなる者に対する離職手当の支給その他の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十七年三月八日

内閣総理大臣 池田 勇人

第一条第三項の次に次の二項を加える。

自治大臣は、第一項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとする者は、通商産業大臣に協議しなければならない。

第三条第一項中「設置しようとする者」を「設置し又は移転しようとする者」に改め、同条第五項中「設置された」を「設置され又は移転された」に改め、同条に次の二項を加える。

第五条の二第一項中「範囲を定めて」を「範囲を定め、又は命令で定めた日取りに反して」に改め、同条第二項中「日取り」を「日取り」に改める。

第六条中「入場者から」を「入場者の者であつて命令で定めるものを除く。」から命令で定める額以上に改め、同条ただし書き削る。

第七条の二第一項中「日取り」を「日取り」に改める。

第六条中「入場者から」を「入場者の者(第八条各号に掲げる者その他

の者であつて命令で定めるものを除く。)から命令で定める額以上に改め、同条ただし書き削る。

第七条を次のように改める。

第七条 競輪施行者は、券面金額の十円の車券を券面金額で発売す

ることができる。

第七条 競輪施行者は、前項の車券十枚分以上一枚で代表する車券

を発売することができる。

第八条第二号中「自転車振興会」

を「自転車競技会」に改め、同条の二

式、複勝式、連勝單式及び連勝複

式の四種とし、各勝者投票法に

可に」を「第一項の許可に、前条第八項及び第九項の規定は場外車券売場に」に改める。

日本自転車振興会は、競輪の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるとき

は、命令の定めるところにより、前項の規定による登録を消除することができる。

第五条に次の二項を加える。

日本自転車振興会は、競輪の

公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるとき







は小型自動車競走場を譲り受けた者は、当該小型自動車競走場の設置者の地位を承継する。

9 前項の規定により小型自動車競走場の設置者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第七条の二第一項中「範囲をこえて」を「範囲をこえ、又は省令で定める日取りに反して、」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改める。

第八条中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同条に次の二項を加える。

3 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができる。

第九条中「入場者から」を「入場者（第十二条各号に掲げる者その他者であつて省令で定めるもの）に改め、同条ただし書を削る。第十条中「一口金三十円以下」を「券面金額十円」に改め、同条に次の二項を加える。

3 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、発売した勝車投票券に表示された小型自動車が不出走しなかつたときは、その小型自動車に対する投票は、無効とする。

3 連勝單式又は連勝複式勝車投票法において、左の各号の一に

項の勝車投票券十枚分以上一枚で代表する勝車投票券を発売することができる。

第十二条第二号中「全国小型自動車競走会連合会」を「日本小型自動車振興会」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（勝車投票法）

第十三条の二 勝車投票法は、単勝式、複勝式、連勝單式及び連勝複式の四種とし、各勝車投票法における勝車の決定の方法並びに勝車投票法の種類の組合せ及び限定その他その実施の方法については、省令で定める。

第十四条第一項第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「対して」の下に「、勝車投票券と引換えに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 単勝式又は複勝式勝車投票法において、発売した勝車投票券に表示された小型自動車が不出走しなかつたときは、その小型自動車に対する投票は、無効とする。

2 単勝式又は複勝式勝車投票法において、発売した勝車投票券に表示された小型自動車が不出走しなかつたときは、その小型自動車に対する投票は、無効とする。

該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

一 異なる連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のうち連勝式番号を同じ

くする小型自動車のすべてが不出走しなかつたこと。

二 同一の連勝式番号をつけられた小型自動車を一組とした場合にあつては、発売した勝車投票券に表示された小型自動車のすべてが不出走したこと。

第三条第一項中「小型自動車競走施行者は」の下に「、勝車投票種類ごとに」を加える。

第十五条第一項第四号を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「対して」の下に「、勝車投票券と引換えに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の省令で定める金額は、同一の開催による勝車投票券の売上金の額の別表第三の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十六条 小型自動車競走施行者は、左の各号に掲げる金額を日本小型自動車振興会への交付しなければならない。

付金 第十七条の次に次の二項を加える。

（収益の用途）

第十八条の次に次の二項を加える。

2 本小型自動車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

ときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

三 一回の開催による勝車投票券の売上金の額に応じ、その額の千分の八以内において省令で定める金額に相当する金額

第十八条及び第十九条を次のように改める。

（日本小型自動車振興会）

第十八条 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走の公正かつ滑らかな実施を図るとともに、小型自動車その他の機械に関する

事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資することを目的とする。

第十九条 日本小型自動車振興会委託したときは、委託の範囲及びに改め、「、その額の百分の五以内において」を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の省令で定める金額は、同一の開催による勝車投票券の売上金の額の別表第三の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十九条の二 日本小型自動車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。

第十九条の三 日本小型自動車振興会は、政令の定めるところに商産業大臣の認可を受けて、必要な地に施たる事務所を置くことができる。

2 日本小型自動車振興会は、通行者は、その行なら小型自動車競走の収益をもつて、小型自動車その他の機械の改良及び機械工業の合理化並びに社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第十九条の四 日本小型自動車振興会でない者は、日本小型自動

興会でない者は、日本小型自動車振興会といふ名称を用いてはならない。

## 第十九条の五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条

(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、日本小型自動車振興会に準用する。

本小型自動車振興会に準用する。

第十九条の六 日本小型自動車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十九条の七 会長は、日本小型自動車振興会を代表し、その業務を總理する。

2 副会長は、日本小型自動車振興会を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して日

本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

3 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、日本小型自動車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長におけるときはその職務を行なう。

第十九条の八 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

## 2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

3 役員の任期は、三年とする。

4 役員は、再任されることができる。

第十九条の九 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けた後、三年を経過しない者

2 この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けた後、三年を経過しなかつた者

3 通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

4 会長、理事が心身の故障のために職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

5 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

6 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

7 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

8 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

9 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

10 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

11 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

12 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

13 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

14 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

## 第十九条の十 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長、副会長又は監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、は、これを解任しなければならぬ。

2 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

3 会長は、理事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

4 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

5 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

6 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

7 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

8 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

9 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

10 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

11 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

12 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

13 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

14 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

15 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

16 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

17 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

18 会長は、副会長若しくは監事が前条各号の一に該當するに至つたときは、これを解任しなければならない。

## 第十九条の十一 日本小型自動車振興会に、運営委員会を置く。

2 次条第一項第一号から第四号までの業務その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るために必要な業務(以下小型自動車競走に関する業務といふ。)に

3 日本小型自動車振興会は、小型自動車競走に關する業務といふ。に

4 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

5 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

6 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

7 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

8 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

9 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

10 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

11 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

12 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

13 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

14 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

15 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

16 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

17 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

18 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

19 会長は、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

## 意見をきいて定めた方針に従わなければならぬ。

4 会長は、小型自動車競走に関する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十九条の八第二項又は第十九条の十第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

5 会長は、運営委員会は、前三項に定めるもののほか、会長の諮問に応じて、日本小型自動車振興会の運営をする権限を有する代理人を選任することができる。

6 運営委員会は、前項に定めるもののほか、会長の諮問に応じて、日本小型自動車振興会の運営をする権限を有する代理人を選任することができる。

7 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

8 委員は、運営委員会は、委員十五人以内で組織する。

9 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

10 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

11 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

12 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

13 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

14 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

15 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

16 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

17 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

18 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

19 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

20 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

21 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

## 意見をきいて定めた方針に従わなければならぬ。

4 会長は、小型自動車競走に関する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十九条の八第二項又は第十九条の十第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見をきかなければならぬ。

5 会長は、運営委員会は、前三項に定めるもののほか、会長の諮問に応じて、日本小型自動車振興会の運営をする権限を有する代理人を選任することができる。

6 運営委員会は、前項に定めるもののほか、会長の諮問に応じて、日本小型自動車振興会の運営をする権限を有する代理人を選任することができる。

7 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

8 委員は、運営委員会は、委員十五人以内で組織する。

9 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

10 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

11 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

12 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

13 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

14 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

15 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

16 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

17 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

18 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

19 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

20 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

21 委員は、運営委員会の運営に關する業務の運営について調査審議する。

二 選手及び小型自動車の競走  
前の検査の方法、審判の方法  
その他小型自動車競走の実施  
方法に關し、小型自動車競走  
会を指導すること。

三 選手の出場のあつせんを行  
なうこと。

四 審判員、選手その他の小型  
自動車競走の実施に必要な者  
を養成し、又は訓練すること。

五 小型自動車その他の機械に  
関する事業の振興に必要な資  
金の融通のため、銀行その他  
の金融機関に対し、資金の貸  
付けを行なうこと。

六 小型自動車その他の機械に  
関する事業の振興のための事  
業を補助すること。

七 体育事業その他の公益の増  
進を目的とする事業の振興の  
ための事業を補助すること。

八 第十六条の規定による交付  
金の受入れを行なうこと。

九 前各号に掲げるものは、前  
か、第十八条の目的を達成す  
るため必要な業務

2 日本小型自動車振興会は、前  
項第九号に掲げる業務を行なお  
うとするときは、通商産業大臣  
の認可を受けなければならな  
い。

第十九条の十七 日本小型自動車  
振興会は、第十六条第一号又は  
第二号の規定による交付金をそ  
れぞれ左の各号に掲げる業務に  
必要な経費以外の経費に充て  
はならない。

一 第十六条第一号の規定によ  
る交付金にあつては、前条第  
一項第五号及び第六号に掲げ  
る業務その他小型自動車その  
他の機械に関する事業の振興  
に資するため必要な業務

二 第十六条第二号の規定によ  
る交付金にあつては、前条第  
一項第七号に掲げる業務その  
他の体育事業その他の公益の増  
進を目的とする事業の振興に  
資するため必要な業務

三 審判員、選手その他の小型  
自動車競走の実施に必要な者  
の養成又は訓練の課程、期  
間、場所及び費用負担の方  
法

第十九条の二十一 日本小型自動  
車振興会は、資金を借り入れよ  
うとするときは、通商産業大臣  
の認可を受けなければならな  
い。

四 小型自動車その他の機械に  
関する事業の振興に必要な資  
金の融通のための資金の貸付  
けの利率、償還期限及び償還  
の方法

五 補助の対象とする事業の選  
定の基準及び補助の方法

六 前各号に掲げるもののは  
か、省令で定める事項

第十九条の十九 日本小型自動車  
振興会の事業年度は、毎年四月  
に始り、翌年三月に終わる。

2 前項の業務の方法には、左の  
事項を定めておかなければなら  
ない。

一 小型自動車競走の審判員及  
び小型自動車競走に出場する  
選手の検定の方法及び合格基  
準

第十九条の二十二 日本小型自動  
車振興会は、資金を借り入れよ  
うとするときは、通商産業大臣  
の認可を受けなければならない。

二 国債証券、地方債証券、鐵  
道債券、電信電話債券又は商  
工債券の保有

三 金庫への預金又は郵便貯金  
の方法を定め、通商産業大臣の  
認可を受けなければならない。

四 これを変更しようとするとき  
も、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の  
事項を定めておかなければなら  
ない。

一 小型自動車競走の審判員及  
び小型自動車競走に出場する  
選手の検定の方法及び合格基  
準

第十九条の二十一 日本小型自動  
車振興会は、資金を借り入れよ  
うとするときは、別に法律で定め  
る。

第二十条 小型自動車競走会は、  
小型自動車競走の実施に關する  
事務を公正かつ円滑に行なうこ  
とを目的とする。

第二十条の次に次の十六条を加  
える。

（小型自動車競走会）

第二十二条 小型自動車競走会は、  
小型自動車競走会といふ文字を用いなければ  
ならない。

第二十三条 小型自動車競走会  
は、法人とする。

第二十四条 小型自動車競走会  
は、その名称中に小型自動車競  
走会といふ文字を用いなければ  
ならない。

第二十五条 小型自動車競走会  
は、この法律を施行するには、小型自動車競  
走施行者たる地方公共団体の長  
及び小型自動車競走の実施に関  
し知識経験を有する者が発起人  
となり、定款を作成し、省令の  
定めるところにより、通商産業  
大臣に認可の申請をしなければ  
ならない。

2 前項に規定する地方公共団体  
の長たる発起人には、小型自動  
車競走場の設置者たる地方公共

団体（他の者の設置する小型自動車競走場を優先的に使用する権利を有する地方公共団体を含む。）の長が少なくとも一人なければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、設立しようとする小型自動車競走会が左の各号に適合する場合に限り、その認可をすることができる。

一 設立の手続及び定款の内容が法令に違反しないこと。

二 業務に係る小型自動車競走会が他の小型自動車競走会の業務に係る小型自動車競走場と重複していないこと。

三 業務に係る小型自動車競走場が二以上あるときは、当該小型自動車競走場の所在地相

事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

2 小型自動車競走会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

### 3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、設立

第二十条の七 小型自動車競走会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 役員に関する事項

五 役員会に関する事項

六 業務に係る小型自動車競走場の名称及び所在地

第二十条の八 第二十二条の規定による払戻金若しくは第十四条の規定による返還金の交付を行なうこと。

二 勝車投票券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条の規定による返還金の交付を行なうこと。

三 小型自動車競走の開催につき宣伝を行なうこと。

四 入場者の整理その他小型自動車競走場内の整理を行なうこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

第二十条の十二 小型自動車競走会が解散したときは、破産による場合を除いては、会長がその清算人となる。ただし、通商産業大臣が公益上必要があると認めて他の者を選任したときは、この限りでない。

2 小型自動車競走会は、前項の業務のほか、通商産業大臣の認可を受けて、第二十条の目的を達成するため必要な業務を行なうことができる。

第二十条の十 小型自動車競走会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、省令で定める。

第二十条の十一 小型自動車競走会は、左の場合には、解散する。

第二十条の十四 清算人は、小型自動車競走会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

第二十条の十五 残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車競走場に帰属させなければならない。

第二十条の十六 清算事務が終ったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

第二十条の十七 第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項並びに第十九条の二十一から第十九条の二十四まで並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十八条まで（清算人の職務権限等）の規定は、小型自動

車競走会に準用する。

第二十二条の二中「全国小型自動車競走会連合会」を削る。

昭和三十七年三月二十九日 来議院会議録第二十九号 豪雪地帶対策特別措置法案外三案

第二十条の五 前条第一項の認可が必要な経済的基礎、施設及び職員を有すること。

第二十条の六 小型自動車競走会は、運営なく、その事務を小型自動車競走会の会長に引き継がなければならない。

第二十条の六 小型自動車競走会の会長は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、設立の登記をしなければならない。

第二十条の八 小型自動車競走会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

第二十条の九 小型自動車競走会は、第二十条の目的を達成するため、小型自動車競走施行者から委託を受けて左の業務（第四条前段の省令で定めるものを除く。）を行なう。

第二十条の十 小型自動車競走会は、前項の業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法で定めるべき事項は、省令で定める。

第二十条の十一 小型自動車競走会は、左の場合には、解散する。

第二十条の十四 清算人は、小型自動車競走会の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

第二十条の十五 残余財産は、小型自動車競走会又はその目的と類似の公益目的を有する法人若しくは小型自動車競走場に帰属させなければならない。

第二十条の十六 清算事務が終ったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを通商産業大臣に提出して、その承認を受けなければならぬ。

第二十条の十七 第十九条の三、第十九条の五、第十九条の七、第十九条の八、第十九条の九第一号から第三号まで及び第五号、第十九条の十から第十九条の十四まで、第十九条の十九、第十九条の二十第一項並びに第十九条の二十一から第十九条の二十四まで並びに民法第七十三条（清算法人）及び第七十八条から第八十八条まで（清算人の職務権限等）の規定は、小型自動

車競走会に準用する。

第二十二条の二中「全国小型自動車競走会連合会」を削る。



## 附則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条第一項から第十四項まで、第三条、第四条、

第十七条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

(日本小型自動車振興会の設立)

第二条 通商産業大臣は、日本小型自動車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本

小型自動車振興会の成り立つのにお

いて、この法律の規定により、そ

のとす。

3 通商産業大臣は、設立委員会を命

じて、日本小型自動車振興会の設立に関する事務を処理させる。

4 設立委員会は、設立の準備を完了

したときは、その事務を第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

5 第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前項の事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、

設立の登記をしなければならな

い。

6 日本小型自動車振興会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(全国小型自動車競走会連合会か

らの引継ぎ)

第三条 改正前の小型自動車競走法第十八条第二項に規定する全国小

型自動車競走会連合会(以下「全

国小型自動車競走会連合会」とい

う)は、定款で定めるところによ

り、設立委員会对して、日本小型

自動車振興会においてその一切の

権利及び義務を承継すべき旨を申

し出しができる。

2 設立委員会は、前項の規定による

申出があつたときは、遅滞なく、

通商産業大臣の認可を申請しなけ

ればならない。

3 前項の認可があつたときは、全

国小型自動車競走会連合会の一切

の権利及び義務は、日本小型自動

車振興会の成り立つのにおいて日本

小型自動車振興会に承継されるも

のとし、全国小型自動車競走会連

合会は、その時において解散する

ものとする。この場合において

は、他の法令中法人の解散及び

清算に関する規定は、適用しな

4 前項の規定により全国小型自動

車競走会連合会が解散した場合に

おける解散の登記については、政令で定める。

## (経過措置)

第四条 改正後の自転車競技法第十

三条に規定する自転車競技会又は

改正後の小型自動車競走法第十

三条に規定する小型自動車競走会の

設立のため必要な手続は、この法

律の施行の日よりも前に行なうこ

とができる。

第五条 この法律の施行の日前に開

催された競輪又は小型自動車競走

に係る交付金の交付及び受入れ並

びに一回の開催がこの法律の施行

の日の前後にまたがつて行なう競輪

又は小型自動車競走の実施並びに

当該競輪又は小型自動車競走に係

る交付金の交付及び受入れについ

ては、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の際現に自

転車競技会、日本小型自動車振興

会又は小型自動車競走会といふ名

称を使用している者は、この法律

の施行後一年以内にその名称を変

更しなければならない。

2 改正後の自転車競技法第十三条

会又は小型自動車競走会といふ名

称を使用している者は、この法律

の施行後一年以内にその名称を変

更しなければならない。

規定する期間内は、同項に規定す

る者には、適用しない。

第七条 自転車競技会、日本小型自動車振興会及び小型自動車競走会の最初の事業年度は、改正後の自

転車競技法第十三条の十七において

運用する同法第十二条の十九及

び改正後の小型自動車競走法第十

九条の十九(第二十条の十七にお

いて準用する場合を含む)の規定

にかかるらず、その成立の日に始

まり、昭和三十八年三月三十一日

に終わるものとする。

第八条 自転車競技会、日本小型自

動車振興会及び小型自動車競走会

の最初の事業年度の事業計画及

び収支予算については、改正後の

自転車競技法第十三条の十七に

おいて準用する同法第十二条の

二十第一項中「毎事業年度開始前

に」とあるのは、「自転車競技会の

成立後遅滞なく」と、改正後の小

型自動車競走の際現に自

転車競技会、日本小型自動車振興

会又は小型自動車競走会といふ名

称を使用している者は、この法律

の施行後一年以内にその名称を変

更しなければならない。

2 改正後の自転車競技法第十三条

会又は小型自動車競走会といふ名

称を使用している者は、この法律

の施行後一年以内にその名称を変

更しなければならない。

第九条 日本小型自動車振興会が附

則第三条第三項の規定により承継

した財産のうちに改正後の小型自

動車振興会及び小型自動車競走会

の方法以外の方法によつて余裕金

を運用したものがあるときは、こ

の法律の施行の日から六月間は、

その運用について同条の認可があ

つたものとみなす。

第十条 この法律の施行の際現に改

正前の小型自動車競走法第八条第

二項の規定により全国小型自動車

競走会連合会に登録されている小

型自動車競走の審判員、小型自動

車競走に出場する選手及び小型自

動車競走に使用する小型自動車

競走会に登録されたものとみなす。

第十二条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十三条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十四条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十五条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十六条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十七条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十八条 この法律の施行前にした

一項の規定により日本小型自動車振

興会に登録されたものとみなす。

第十九条 第七号中「日本自転車

競走会」の下に「、自転車競技会、

日本小型自動車振興会、小型自動

車競走会」を、「自転車競技法」の

下に「、小型自動車競走法」を加え

る。

(所得税法の一部改正)

第十三条 所得税法(昭和二十二年法律第二百七十九号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十号中「日本自

転車振興会」の下に「、自転車競技

会、日本小型自動車振興会、小型

自動車競走会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十四条 法人税法(昭和二十二年法律第二百八十九号)の一部を次のよ

うに改正する。

第五条第一項第六号中「日本自

転車振興会」の下に「、自転車競技

会、日本小型自動車振興会、小型

自動車競走会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百六十九号)の一部を次

のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中

「日本自転車振興会」の下に「、自

転車競技会、日本小型自動車振興

会、小型自動車競走会」を加え

(通商産業省設置法の一部改正)

第十六条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表上欄中「自転車等機械関係事業振興資金協議会」を「車両競技関係交付金運用審議会」に改める。

(自転車競技法の一部を改正する法律の一項改正)

第十七条 自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第

百六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十七条を次のように改め

第十七条 削除

(小型自動車競走法の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

理由

公當競技調査会の答申に基づき、競輪又は小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を確保するため、これに対する規制を強化するとともに、その実施に関する事務をこの法律の規定により設立される自転車競技会又は小型自動車競走会に限つて委託されることとし、あわせて体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興のための交付金に関する制度を設け、また、全国小型自動車競走会連合会を日本小型自動車振興会に改組する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を

求めます。商工委員会理事長谷川四郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔長谷川四郎君登壇〕

○長谷川四郎君 ただいま議題となりました豪雪地帯対策特別措置法案につきまして、商工委員会における審査の

経過並びに結果の概要を御報告いたし

ます。

現在、わが国が直面している課題

は、経済の安定的発展と地域格差の縮

小であります。ことに、わが国の最

も日の当たらない場所たる豪雪地帯に

つきましては、国の強力な施策のもと

に、民生、産業を他の地域と同じペー

スに引き上げることが必要と考えられ

るのであります。

本案は、このような理由に基づい

て、豪雪地帯における産業等の基礎条件を改善する総合的対策の樹立と、そ

の実施の促進をはかることを目的とし

て提案されたものであります。

本案の内容は、第一に、内閣総理大

臣は、豪雪地帯対策審議会の意見を聞

いて豪雪地帯を指定すること、第二に、内閣総理大臣は、関係行政機関の

長に協議し、かつ、関係都道府県知事

及び豪雪地帯対策審議会の意見を聞

いて豪雪地帯を指定すること、第三に、總理府に豪雪地帯対策審

議会を置くこと、第四に、基本計画に

基づく事業は、國、地方公共団体その

他のものが実施することとし、経済企

画庁長官がこの事業計画について調整

を行なうこと、第五に、基本計画の実

施について、必要な資金の確保、関係機

関の協力義務、工事の早期着手等の配

慮及び国の経費負担割合または補助率

の特例の規定を設けること等であります。

本案は、三月二十七日当委員会に付

託され、翌二十八日提案理由の説明を

聴取した後、自由民主党佐々木秀世君

及び日本社会党岡田利春君より、事業

計画の調整は、北海道における場合は

北海道開発庁長官が行なうこととする

旨の修正案が提出されました。同日、引き続き採決に付しましたところ、全

会一致をもって修正案の通り修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、自転車競技法等を廃止する法

案について申し上げます。

まず、日本社会党提出、自転車競技

法等を廃止する法律案は、競輪、小型

自動車競走及びモーターボート競走を

昭和三十八年三月三十一日限り廃止し

ようとするものであります。

同じく日本社会党提出、競輪等の廃

止に伴う特別措置に関する法律案は、

昭和三十八年三月三十一日限り廃止し

ようとするものであります。

また、日本社会党提出、競輪等の廃

止に伴う特別措置に関する法律案は、

昭和三十八年三月三十一日限り廃止し

ようとするものであります。

以上の三案の内容であります。政

府案は三月八日、社会党案は三月十日

に、それぞれ当該委員会に付託され、

三月九日と十四日に提案理由の説明を

以上が三案の内容であります。政

由がなくなつたと認めるときは指定を

取り消し得ること、第二に、競輪の実

施機関として、從来の都道府県にある

社団法人自転車振興会にかえ、地区別

に特殊法人自転車競技会を設立するこ

と、第三に、入場料の最低額、勝者投

票法の種類と実施方法、開催日取りの

規制、選手の共済事業に対する助成等

の規定を整備して、競輪の弊害除去及

び健全化をはかること等であり、また

小型自動車競走法の改正は、自転車競

技法に準じて同様の改正を行なうほ

ど、日本自転車振興会と同じ機能を持

つ特殊法人日本小型自動車振興会を設

立することとしております。

以上が三案の内容であります。政

府案は三月八日、社会党案は三月十日

に、それぞれ当該委員会に付託され、

三月九日と十四日に提案理由の説明を

以上が三案の内容であります。政

第十一条第一項中「経済企画庁長官」の下に「北海道の区域内にある蒙雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ。」を加える。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改定する。

○議長（清瀬一郎君）四案中、日程第五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

まことに、政府提出の三改正案につきましては、自転車と小型自動車、それにモーターボートと、競技の対象に相違

北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう改定する。

第五条に次の二項を加える。

四 蒙雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第二百二十六号）第十二条の規定に基づき、蒙雪地帯対策基本計画に基づく事業計画について必要な調整を行なうこと。

○議長（清瀬一郎君）四案中、日程第五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

○議長（清瀬一郎君）四案中、日程第五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

第五条に次の二項を加える。

四 蒙雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第二百二十六号）第十二条の規定に基づき、蒙雪地帯対策基本計画に基づく事業計画について必要な調整を行なうこと。

○議長（清瀬一郎君）四案中、日程第五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君）四案中、日程第五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

五ないし第七につき、討論の通告があります。これを許します。小林ちづ君。

〔小林ちづ君登壇〕

○小林ちづ君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました政府提出にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びにモーターボート競走法の一部を改正する法律案のいずれにも反対、わが日本社会党提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案に賛成の討論を行ないたいと存じます。（拍手）

○議長（清瀬一郎君）討論はこれにて終局いたしました。

これより採決に入ります。  
四案中、まず、日程第四につき採決いたします。

これは豪雪地帯対策特別措置法案でございます。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は全会一致委員長報告の通り決しました。

次に、日程第五及び第六の兩案を一括して採決いたします。

これはいずれも田中武夫君外十一名提出、いわゆる社会党でござります。両案の委員長の報告はいずれも否決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求

めます。○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両案とも委員長報告の通り否決するに決しました。

次に、日程第七につき採決いたしました。

○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、両案とも委員長報告の通り否決するに決しました。

〔賛成者起立〕  
○議長(清瀬一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告の通り決するに決しました。

日程第八 モーターボート競走法  
の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 官 報 (号 外)

○議長(清瀬一郎君) 日程第八、モーターボート競走法の一部を改正する法律案を議題といたします。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

ターボート競走法の一部を改正する法律案を提出する。

昭和三十七年三月八日  
内閣総理大臣 池田 勇人

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法の一部を改正する法律案

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号)の一部を改正する。

第一条中「海事思想の普及宣伝と観光事業」を「海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興」に改める。

第二条第三項中「競走を行わなかつたとき」の下に、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるとき」を加え、同条第

四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 自治大臣は、第一項の規定によ

る指定をし、又は前項の規定によ

る指定の取消しをしようとするとき

は、運輸大臣に協議しなければ

ならない。

第三条を次のように改める。

(競走の実施事務の委託)

第三条 施行者は、競走の競技に關する事務その他の競走の実施に關する事務(運輸省令で定めるもの除外。)を當該都道府県に設立

するモーターボート競走会に委託することができる。この場合においては、競走に出場する選手並びに競走に使用するボート及びモーターを規定する。

ターボート競走前の検査、競走の審判その他の競走の競技に關する事務であつて運輸省令で定めるものに該当する者から「入場者」を「日取り」に改める。

第七条中「日取」を「日取り」に改め、同条第二項中「日取」を「日取り」に改め、第七条中「入場者から」を「入場者」であつて運輸省令で定めるものを除く。から運輸省令で定める額以上の額に改める。

第八条第一項中「一口金」を「券料」に改め、同条第二項中「十枚又は百枚分」を「十枚分以上」に改める。

第九条の二の次に次の二項を加える。

8 前項の規定により競走場設置者の地位を承継した者は、運輸省令で定めた場合にあつては、発売した勝

舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず、又

はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

第十五条中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改める。

二 同一の連勝式番号を一つに合併により設立した法人又は競走場を譲り受けた者は、当該競走場設置者の地位を承継する。

三 同一の連勝式番号を一つに合併により設立した法人又は競走場を譲り受けた者は、当該競走場設置者の地位を承継する。

四 前項の規定により競走場設置者の地位を承継した者は、運輸省令で定めた場合にあつては、発売した勝

舟投票券に表示されたモーターボートのすべてが出走せず、又

はそのうちいずれか一隻のみが出走したこと。

第十九条 施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

第十九条を次のように改める。

(日本船舶振興会への交付金)

第十九条 施行者は、左の各号に掲げる金額を日本船舶振興会に交付しなければならない。

二 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するとき

三 全国モーターボート競走会連合会は、競走の公正かつ安全な実施を確保するため必要があると認めるとときは、運輸省令の定めるところにより、第一項の規定による登録を消除することができる。

3

連勝単式又は連勝複式勝舟投票法において、左の各号の一に該当する事由が生じたときは、その組に対する投票は、無効とする。

モーターボートを一組としたモーターボートを一つに合併するモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。

投票券に表示されたモーターボートのうち連勝式番号を同じするモーターボートのすべてが出走せしめられた。

場合にあつては、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートを一つに合併するモーターボートのすべてが出走しなかつたこと。

モーターボート競走の実施を委任したとき」に改める。

第十二条中「競走の実施に關する事務

を委託したとき」に改める。

第十二条中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に關する事務

を委託したとき」に改める。

第十二条中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に關する事務

を委託したとき」に改める。

第十二条中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に關する事務

を委託したとき」に改める。

二 一回の開催による勝舟投票券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するとき

三 全国モーターボート競走会連合会は、同表の下欄に掲げる金額に相当するとき

四 おいて、発売した勝舟投票券に表示されたモーターボートが不出走しなかつたときは、そのモーターボートに対する投票は、無効とする。

五 第十二条中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に關する事務

を委託したとき」に改める。

六 第十二条中「競走の実施を委任したとき」を「競走の実施に關する事務

第三章中第二十条の次に次の二条を加える。

(収益の使途)

第二十条の二 施行者は、その行なう競走の収益をもつて、社会福祉の増進、医療の普及、教育文化の発展、体育の振興その他住民の福祉の増進を図るために必要な経費の財源に充てるよう努めるものとする。

第二十二条の見出しを「(全国モーターボート競走会連合会)」に改め、同条第一項中(以下本章中「連合会」といふ。)は、「モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防止に関する事業並びに海難防

止に関する事業並びにこれらを補助すること。

第二十二条の十一とし、第四章の次に次の二章を加える。

二十二条の二 第四章の二日本船舶振興会(目的等)

第二十二条の二 日本船舶振興会(以下本章中「振興会」といふ。)は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防

止に関する事業並びにこれらを補助すること。

一 モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防

止に関する事業並びにこれらを補助すること。

三 前二号に掲げるものの外、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造に関する事業並びに海難防

止に関する事業並びにこれらを補助すること。

四 海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業並びにこれらの事業の振興を目的とする事業を補助すること。

五 前号に掲げるものの外、海事思想の普及及び観光に関する事業並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を図るために必要な業務

六 第十九条の規定による交付金の業務

七 第十九条第二号の規定による交付金の業務

八 第十九条第五号の規定による交付金の業務

九 第二十二条の五第一項の規定による交付金の業務

十 第二十二条の五第二号の規定による交付金の業務

十一 第二十二条の五第三項の規定による交付金の業務

十二 第二十二条の五第四項の規定による交付金の業務

十三 第二十二条の五第五項の規定による交付金の業務

十四 第二十二条の五第六項の規定による交付金の業務

十五 第二十二条の五第七項の規定による交付金の業務

十六 第二十二条の五第八項の規定による交付金の業務

十七 第二十二条の五第九項の規定による交付金の業務

十八 第二十二条の五第十項の規定による交付金の業務

十九 第二十二条の五第十一項の規定による交付金の業務

二十 第二十二条の五第十二項の規定による交付金の業務

二十一 第二十二条の五第十三項の規定による交付金の業務

二十二 第二十二条の五第十四項の規定による交付金の業務

二十三 第二十二条の五第十五項の規定による交付金の業務

二十四 第二十二条の五第十六項の規定による交付金の業務

二十五 第二十二条の五第十七項の規定による交付金の業務

い。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならぬ。

一 資金の貸付けの利率、償還期限及び償還の方法

二 补助の対象とする事業の選定の基準及び補助の方法

三 前二号に掲げるものの外、運輸省令で定める事項

(交付金及び区分経理)

第二十二条の七 振興会は、第十九条の規定による交付金について

は、左の各号の区分に従い、それ

ぞれ當該各号に掲げる業務に必要な経費に充てるものとする。

一 第十九条第一号の規定による

二 第十九条第二号の規定による

三 第十九条第五号の規定による

四 第十九条第六号の規定による

五 第十九条第七号の規定による

六 第十九条第八号の規定による

七 第十九条第九号の規定による

八 第十九条第十号の規定による

九 第十九条第十一号の規定による

十 第十九条第十二号の規定による

十一 第十九条第十三号の規定による

十二 第十九条第十四号の規定による

十三 第十九条第十五号の規定による

十四 第十九条第十六号の規定による

十五 第十九条第十七号の規定による

十六 第十九条第十八号の規定による

十七 第十九条第十九号の規定による

十八 第十九条第二十号の規定による

十九 第十九条第二十一号の規定による

二十 第十九条第二十二号の規定による

二十一 第十九条第二十三号の規定による

し監督上必要な命令をすることができる。

(残余財産の処分)

第二十二条の十 振興会が解散した場合は、別に法律で定める。

二十二条の二の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条中「当該競走場の設置」の下に「又は移転」を加える。

二十二条の九 振興会は、運輸大臣が監督する。

二十二条の八 第二十二条第三項から第五項までの規定は、振興会について準用する。

二十二条の七 第二十二条第三項から第五項までの規定は、振興会について準用する。

二十二条の六 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の五 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の四 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の三 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の二 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の一 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の零 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の九 振興会は、運輸大臣が監督する。

二十二条の八 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の七 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の六 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の五 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の四 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の三 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の二 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の一 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の九 振興会は、運輸大臣が監督する。

二十二条の八 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の七 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の六 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の五 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の四 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の三 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の二 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

二十二条の一 第二十二条第三項から第五項までの規定は、運輸大臣が監督する。

昭和三十七年三月二十九日 樂議院会議録第二十九号 モーターボート競走法の一部を改正する法律案

第三十四条中「若しくは全国モーターボート競走会連合会」を「全国モーターボート競走会連合会若しく

「条の七」を「第二十二条第四項及び第二十二条第八項」に改め、同条第三号中「第二十二条第五项」を「第二

第二十二条の八において準用する  
第二十一条第三項の規定による認  
可を受けて理事又は監事に選任さ

るところにより、設立委員に対し  
て、その一切の権利及び義務を振  
興会において承継すべき旨を申し

る者は、この法律の施行後六月間は、同項の規定による登録を受けたものとみなす。

は日本船舶振興会に改める。

十二条の七第二項」に改め、同条に次の一号を加える。

第三条 全国モーターボート競走会  
連合会は、改正前の第十九条の規  
れたものとする。

出る」とができます。

**第九条** 一回の開催がこの法律の施行日の前後にまたがっている競走の実施並びに当該競走に係る交

壳上金の額	日本船舶振興会に交付すべき金額
六千五百万円以上	当該壳上金の額と六千万円との差額の千分の六
六千五百万円未満	十二万円に、当該壳上金の額と八千万円との差額の千分の八を加算した金額
一億円未満	二十八万円に、当該壳上金の額と一億円との差額の千分の十を加算した金額
一億円以上	百二十八万円に、当該壳上金の額と二億円との差額の千分の十二を加算した金額
三億円未満	二百四十八万円に、当該壳上金の額と三億円との差額の千分の十七を加算した金額
三億円以上	

別表第一

十二条の五第三項を「第二十二条の五第一項又は第二十二条の六第一項」に改め、同条第二号中「第二十二

会連合会」を「日本船舶振興会」に改め、同表を別表第一」とし、同表の次に次の一表を加える。

会は、設立委員の請求により、前項の規定による寄附金を前条第三項の規定により指名された理事と

臣法人日本船舶工業振興会の一切の権利及び義務は、振興会の成立の時に於て振興会に承継されるものとし、財團法人日本船舶工業

事業費支額及び収支予算は、改正後の第二十二条の八において準用する第二十二条第四項中「毎事業年度開始前」にとあるの

(施行期日)	
第一条	この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条から第六条まで及び第十三条の規定は、公布の日から施行する。
(振興会の設立)	
第一条	運輸大臣は、設立委員を命じて、日本船舶振興会(以下「振興会」という。)の設立に関する事務
4	2 設立委員は、振興会の寄附行為を作成しなければならない。 3 設立委員は、運輸大臣の認可を受けて、振興会の理事又は監事となるべき者を指名しなければならない。
4	前項の規定により指名された理事又は監事となるべき者は、振興会の成立の時において、改正後の

**第五条** 振興会の成立の際現に全国モーター・ボート競走会連合会に属する改正前の第二十二条の四第三号から第六号までに掲げる業務に係る一切の権利及び義務は、その成立の時において振興会が承継する。

**第二 振興会は、運輸大臣の定めるところにより、前項の規定により振興会が承継することとなつた権利及び義務の範囲を公示しなければならない。**

**第六条** 昭和三十四年八月二十四日に設立された財團法人日本船舶工業振興会は、その寄附行為で定め

**第七条** 附則第三条第一項の規定による寄附金及び附則第五条又は前条第三項の規定により振興会が承継した財産は、改正後の第二十二条の七第一項の規定の適用については、改正後の第十九条第一号に掲げる交付金とみなす。附則第十二条の規定の適用についても、同様とする。

(経過規定)

2 振興会が前項の規定により運輸大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたときは、その行為をした役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

(モーターボート競走法の一部を改正する法律の一部改正)

一部を改正する法律(昭和三十二年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を削り、附則第十  
二項を附則第十一項とする。

### 理由

公營競技調査会の答申に基づき、モーターボート競走の公正かつ円滑な実施を確保するため、これに対する規制を強化するとともに、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興などの交付金に関する制度を設け、あわせて交付金による船舶振興会を設立する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(清瀬一郎君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長筒牛九夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○筒牛九夫君 ただいま議題となりましたモーターボート競走法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律は、公營競技調査会の答申の趣旨に沿って、モーターボート競走の健全化をはかるとともに、モーターボート競走による収益金をもつて、体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与し得ることとする

等、現行法に必要な改正を加えんとするものであります。

改正のおもなる点を申し上げますと、第一点は、モーターボート競走を行なうことができる旨の指定を受けた

市町村について、指定を取り消すことがで

きることとするとともに、競走に使用

するボート及びモーターの検査員を登

録制とし、また、競走の開催の日取り及び入場料の最低額を省令で定めよう

とするものであります。

第二点は、勝券投票の種類の法定化、選手の共済事業に対する助成の強化をはかるとともに、新たに体育事業等の振興費としての交付金制度を設け

るほか、競走による収益金を社会福祉の増進等に必要な経費に充てるよう努めることとしたそとをするものであります。

第三点は、現行の造船関係事業及び新設するなどに、設立に関する所要の規定を設けようとするものであります。

この法律案は、公營競技調査会を

行なう団体として、日本船舶振興会を

新設するとともに、設立に関する所要

の規定を設けようとするものであります。

この法律案は、公營競技調査会の答申

の結果、本法律は起立多数をもつて政

府原案通り可決すべきものと決しました。

かくて、同日、討論を省略し、採決

の結果、本法律は起立多数をもつて政

府原案通り可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。

本案を委員長報告の通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

〔除ク外当分ノ間三十三年トス 附則〕

この法律は、公布の日から、施行する。ただし、この法律の施行前に

著作権の消滅した著作物について

は、適用しない。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。

本案を委員長報告の通り決するに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(原健三郎君) 起立多數。

よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

法律案を提出する運びに至った次第であります。

次に、法案の骨子を申し上げますと、第一は、発行または興行した著作物の著作者死後においての著作権、著作者の死後発行または興行した著作物の著作権、無名または変名著作物の著作権、これらの著作権の保護期間について、現行法は三十年となつてゐるのを、当分の間三十三年と改めること、著作権の消滅した著作物については、第一は、通称隣接権といわれてゐる演奏歌唱の著作権及び録音物の著作権は、前にも申し上げた著作権に比すると付随的の性格を持つがために、諸外国ではむしろ三十年よりも短い例が多いくなっている実情にかんがみ、この際、この保護期間は据え置くことにしたこと、第三は、本法律の施行日を公布の日と規定したことであります。

さて、文教委員会におきましては、本案起草にあたりまして、きわめて慎重な態度で検討を加え、各党の意見をも十分に勘案し、全会一致をもつて委員会提案と決したものであります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

〔拍手〕

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

日程第九 著作権法の一部を改正する法律案(文教委員長提出)

○副議長(原健三郎君) 日程第九は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第九、著作権法の一部を改正す

る法律案を提出する。

右の議案を提出する。

昭和三十七年三月二十八日

著作権法の一一部を改正する法律案

提出者

文教委員長 櫻内 義雄

著作権法の一一部を改正する法律

律

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のようになります。

第五十一条の次に次の二条を加えます。

第五十二条 第三条乃至第五条中三

十年トアルハ演説歌唱ノ著作権及

する法律案を改正する法律案

れまでの間、文教委員会として、この法律案を提出する運びに至った次第であります。

次に、法案の骨子を申し上げますと、第一は、発行または興行した著作物の著作者死後においての著作権、著作者の死後発行または興行した著作物の著作権、無名または変名著作物の著作権、これらの著作権の保護期間について、現行法は三十年となつてゐるのを、当分の間三十三年と改めること、著作権の消滅した著作物については、第一は、通称隣接権といわれてゐる演奏歌唱の著作権及び録音物の著作権は、前にも申し上げた著作権に比すると付隨的の性格を持つがために、諸外国ではむしろ三十年よりも短い例が多いくなっている実情にかんがみ、この際、この保護期間は据え置くことにしたこと、第三は、本法律の施行日を公布の日と規定したことであります。

さて、文教委員会におきましては、本案起草にあたりまして、きわめて慎重な態度で検討を加え、各党の意見をも十分に勘案し、全会一致をもつて委員会提案と決したものであります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますようお願いいたします。

〔拍手〕

○副議長(原健三郎君) 採決いたしました。

本案を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

〔八木徹雄君登壇〕

○八木徹雄君 ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

日程第九、著作権法の一部を改正す

る法律案を提出する。

右の議案を提出する。

昭和三十七年三月二十八日

著作権法の一一部を改正する法律案

提出者

文教委員長 櫻内 義雄

著作権法の一一部を改正する法律

律

著作権法(明治三十二年法律第三十九号)の一部を次のようになります。

第五十二条 第三条乃至第五条中三

十年トアルハ演説歌唱ノ著作権及

する法律案を改正する法律案

れまでの間、文教委員会として、この法律案を提出する運びに至った次第であります。



該所得の生じた日又は期間の属するに、「当該所得の生じた期間の末日を含む事業年度」を「各事業年度」に改め、同項の次に次の二項を加える。

#### 内国法人が、この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有しない法人で当該内国法人においてその株式金額又は出資金額の百分の二十五以上に相当する株式又は出资を有していることその他の命令で定める要件を備えているもの(以下この項において「外団子会社」といいう)から利益の配当又は剰余金の分配(以下この項において「配当」と当該配当に對応するものとして命令で定めるところにより計算した金額は、当該配当につき内国法人が納付した外団の法人税の額とみなして、前項の規定を適用する。ただし当該内国法人が、命令の定めるところにより、その納付したもののとみなされる当該外団の法人税に相当する金額を、その配当を受ける日の属する事業年度の所得の計算上、益金に算入した場合に限る。

第十二条第一項中「又は証券投資信託を、証券投資信託又は第二条第二項に規定する信託に改める。第十三条から第十五条までを削り、第十二条の四を第十五条とし、

第十二条の三を第十四条とし、第十二条の二第三項中「事業年度分の法人税額」の下に、「退職年金積立金に対する法人税額」を加え、同条を第十三条とし、第十二条の次に次の二項を加える。

#### (退職年金積立金の計算)

第十二条の二、退職年金業務を行なう法人の各事業年度の退職年金積立金は、当該事業年度開始の時ににおける退職年金積立金額に当該事業年度の月数(当該事業年度の中途において第二条第二項に規定する信託又は保険の業務を廃止した場合には、当該事業年度開始の日からその廃止の日までの期間の月数)を乗じたものを十二分して計算した金額による。

退職年金業務を行なう法人が合併した場合において、当該合併が合併後存続する法人的事業年度の中途においてなされ、かつ、その合併後存続する法人が被合併法人の有する第一条第二項に規定する信託又は保険の業務を引き継いたときは、その合併後存続する法人の当該合併の日の属する事業年度の退職年金積立金は、前項の規定にかわらず、その合併後存続する法人の当該事業年度開始の時ににおける退職年金積立金額と、その合併後存続する法人が当該合併により被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る当該合併の時における退職年金積立金額にその合併後存続する法人の当該事業年度の合併の日以後の月数を乗じたものを当該事業年度の月

数で除した金額との合計額にその合併後存続する法人の当該事業年度の月数を乗じたものを十二分して計算した金額による。

前二項に規定する退職年金積立金額は、退職年金業務を行なう法人の各事業年度開始の時(前項に規定する被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の契約に係る規定する被合併法人から引き継いだ当該信託又は保険の各契約につき、退職年金及び退職一時金の額に時(以下本項において同じ)において有する第二条第二項に規定する信託又は保険の各契約につき、第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除して計算した金額による。

第一号及び第二号に掲げる金額の合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除して計算した金額の合計額による。

当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるものとして支払を受けた金額がある場合には、その額のうち當該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額がある場合には、その額に對応する部分の額を除く)の累積額に従いこれを計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

前各項の規定するもののはか、退職年金積立金の計算に関し必要な事項は、命令でこれを定める。退職年金積立金の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。第十六条第二項中「第四十二条」を「退職年金積立金に対する法人税額」の下に「(退職年金積立金に対する法人税額)」を加え、「市町村民税」の下に「(退職年金積立金に対する法人税に係る道府県民税及び市町村民税を除く)」を加える。

二、当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額で命令で定めるものについて、命令の定めるところに従い、その払込みの時から当該事業年度開始の時までの期間に応じ、当該掛金の算定の基礎となつた予定利率を乗じて計算した金額の合計額

退職年金及び退職一時金の額(当該契約に基づいて払い込まれた掛金の額のうちに当該契約の相手方である事業主がその従業員から当該掛金の一部に充てるものとして支払を受けた金額がある場合には、その金額に對応する部分の額を除く)の累積額にその合計額から第三号及び第四号に掲げる金額の合計額を控除して計算した金額による。

当該事業年度開始の時までに当該契約に基づいて支給された退職年金及び退職一時金の額は、所得金額及び退職年金積立金の額(以下第二十一条までにおいて同じ)を、「当該所得」の下に「(退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下第二十一条までにおいて同じ)」を、「当該所得」の下に「(退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金。以下第二十一条までにおいて同じ)」を、「申告書を提出できない」を「申告書(第一条第四項各号に掲げる事業を有する外國法人で、第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告をなさないでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなるに至つたもの)の提出すべき申告書を除く。以下第二十一条第一項ただし書において同じ)」を提出できないに改める。

第十九条第九項及び第二十条第四項中「第九条第七項に掲げる法人の提出すべき申告書を除く。以下第二十一項に規定する申告書の提出期限内に、第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告をなさないことでこの法律の施行地に当該事業を有しないこと

第十七条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に、「第十二条の二」を「第十五条」に改める。

第十八条第一項中「二箇月以内」の下に「(第一条第四項各号に掲げる事業を有する外國法人が第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告をなさいでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなる場合にあつては、その申告書を提出できない)」を「(第一項第三号に改めたもの)」に改める。

下に「(第一条第四項各号に掲げる事業を有する外國法人が第四十六条の五に規定する納稅管理人の申告をなさいでこの法律の施行地に当該事業を有しないこととなる場合にあつては、その申告書を提出できない)」を「(第一項第三号に改めたもの)」に改める。

第十七条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二項を加える。

二、各事業年度の退職年金積立金額の千分の十二

退職年金積立金の額の千分の十二

となるに至つたもの（当該事業を有しないこととなる日前に既に当該申告書を提出したものを除く。）」を加える。

第五項」を「第七条第六項」に改め、「、その税額があるときは」を削り、「当該事業年度の所得金額及び当該所得」を当該事業年度の所得金額(退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金の額を含む。以下次項において同じ。)及び当該所得(退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金を含む。以下次項において同じ。)に改め、同条第三項中「第一項の」を「納付すべき」に改める。

納税管理人の申告をなさないで、  
の法律の施行地に当該事業を有しないこととなるものの当該事業を有しないこととなる日の属する事業年度の所得に対する法人税及び  
当該事業年度前の事業年度の所得に対する法人税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したものうち同日において未納のものについては、これを適用しない。  
第二十六条の四第一項及び第六項中「第十八条第八項又は第二十一条第四項」を「第十八条又は第二十二条」に改める。

二、内国法人その本店又は主たる事務所の所在地  
二、外國法人イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる場所  
イ、この法律の施行地に第一条第四項各号に掲げる事業を有する場合、当該事業の所在地  
(当該所在地が二以上ある場合)には、主たる事業の所在地、イに該当する場合を除き、  
所得の基因たる資産を有する場合、当該資産の所在地(当該資産が二以上ある場合に  
は、主たる資産の所在地)

第四十九条第一号中「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したたるもの」を「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものとし、退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除くものとする。」に改める。  
第五十二条を削る。

附 則

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

2 この附則に別段の定めがあるものを除くほか、改正後の法人税法（以下「新法」という。）の規定は、法人（新法第一条第二項に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和三十七年四月一日以

この項において同じ。)の規定及び  
に新法第一条第三項第二号の規定  
に係る新法第五条の四第一項及び  
第十条第一項の規定は、昭和三十三  
七年七月一日以後に支払を受ける  
べきこれらの所得について適用さ  
し、同日前に支払を受けるべき  
これらの所得については、なお從前  
の例による。

第二十二条の二第一項中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改め、「その税額があるときは」を削り、「当該事業年度の所得金額及び当該所得」を当該事業年度の所得金額(退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金の額を含む。以下次項において同じ。)及び当該所得(退職年金業務を行なう法人にあつては、退職年金積立金を含む。以下次項において同じ。)に改め、同条第三項中「第一項の」を「納付すべき」に改める。

第二十二条の三第二項中「第十七条第一項第二号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

第二十四条第一項中「記載した所得金額」の下に「(退職年金業務を行なう法人にあつては、所得金額及び退職年金積立金の額。以下次項及び次条において同じ。)」を加える。

第二十六条第五項第一号及び第六項中「法人税額」の下に「(退職年金積立金に対する法人税額を除く。)」を加える。

第一項の規定は、第一条第四項各号に掲げる事業を有する外国法人で、第四十六条の五に規定する

納稅管理人の申告をなさないで、  
の法律の施行地に当該事業を有しないこととなるものの当該事業を有しないこととなる日の属する事  
業年度の所得に対する法人税及び  
当該事業年度前事業年度の所得に対する法人税で第一項の規定による徴収の猶予を申請したものにつ  
いては、これを適用しない。  
第二十六条の四第一項及び第六項  
中「第十八条第八項又は第二十一条  
第四項」を「第十八条又は第二十一  
条」に改める。  
第二十六条の七第一項中「当該所  
得についての外国の法人税の課税年  
度の計算期間の末日を含む事業年度  
を各事業年度」に改め、同条第二項  
中「当該所得についての外国の法人  
税の課税上の計算期間の末日を含む  
事業年度」を「当該外国の法人税の納  
のうち当該事業年度」に、「外国の法  
人税の額その他」を「額その他」に改  
める。  
第二十六条の九第一項及び第二項  
中「第十二条の三第一項、第十二条  
の四第一項」を「第十四条第一項、第  
十五条第一項」に改める。  
第三十一条の四第一項中「第十二  
条」を「第十五条」に改める。  
第三十五条第一項及び第七項中  
「第四十六条の三第四項」を「第四十  
六条の三第三項」に改める。  
第四十六条の三第一項を次のよう  
に改める。  
法人税の納稅地は、左の各号に  
掲げる区分に応じ、当該各号に掲  
げる場所とする。

一 内国法人 その本店又は主たる事務所の所在地  
二 外國法人 イからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれいか  
らハまでに掲げる場所  
イ この法律の施行地に第一条  
第四項各号に掲げる事業を有する場合 当該事業の所在地  
(当該所在地が二以上ある場合には、主たる事業の所在地)  
ロ イに該当する場合を除き、この法律の施行地に所得税法第一  
条第三項第八号に掲げる所得の基となる資産を有する場合  
当該資産の所在地(当該資産が二以上ある場合には、主たる資  
産の所在地)  
ハ イ及びロに該当しない場合 第一条第三項第一号に掲  
げる所得の基となる資産の所在地その他の命令で定める場所  
地その他の命令で定める場所  
第四十六条の三第三項中「第一項又は前項前段」を「前項」に改め、同  
条第四項中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。  
第四十八条第一項中「申告をなすべき法人税」の下に「若しくは第二十  
二条の二第一項の規定により申告をなすべき退職年金積立金に対する法  
人税」を加える。  
第四十九条の二中「又は第二十二条の五第一項」を「若しくは第二十二  
条の五第一項」に、「申告書を当該各号に規定する」を「申告書又は第二十  
二条の二第一項の規定による申告書でその提出により申告をなすべき退  
職年金積立金に対する法人税があるものを当該」に改める。

第四十九条第一号中「第二十二条の二の第二項に規定する事項を記載したもの」を「第二十二条の二第一項に規定する事項を記載したものを含む。」とし、退職年金積立金に対する法人税に係る部分を除くものとする。」に改める。  
第五十二条を削る。

この項において同じ。)の規定並びに新法第一条第三項第二号の規定に係る新法第五条の四第一項及び第十条第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべきこれらの所得について適用し、同日前に支払を受けるべきこれらの所得については、なお従前の例による。

4 新法第五条の四第一項(新法第一条第四項第二号又は第三号に掲げる事業を有する外國法人の新法第五条の四第一項に規定する当該事業に帰せられる所得及び通常當該事業に帰せられるべき所得以外の所得に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定及び新法第五条の四第一項の規定に係る新法第十条第一項の規定は、昭和三十七年七月一日以後に支払を受けるべき当該所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該所得については、なお従前の例による。

5 新法第七条第五項、第十八条第五項、第十九条第九項、第二十条第四項、第二十一条第一項及び第二十六条の三第三項の規定は、昭和三十七年四月一日以後にこれらの規定に該当する事が生ずる場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 新法第十条の三第一項並びに第二十六条の七第一項及び第二項の規定は、新法第十条の三第二項に規定する外國の法人税(以下「外國の法人税」という。)で、その額の

計算の基礎となる同項に規定する  
外国から生じた所得(以下「外国の  
所得」という。)の生じた日又は當  
該外国の所得の生じた期間の末日  
が法人の昭和三十七年四月一日以  
後に終了する事業年度に属するも  
のについて適用し、外国の法人税  
で、その額の計算の基礎となつた  
外国の所得の生じた日又は當該外  
国の所得の生じた期間の末日が法  
人の同月一日に終了した事業年  
度に属するものについては、なお  
従前の例による。

7 新法第十条の三第二項の規定  
は、法人が昭和三十七年四月一日  
以後に終了する事業年度において  
同項に規定する外国子会社からの  
利益の配当又は剰余金の分配(當  
該法人が當該外国子会社の所在地  
において當該利益の配当又は剰  
余金の分配のほか當該法人の他の  
所得を含めて法人税に相当する税  
を課される場合には、その税額の  
計算の基礎となる所得の生じた期  
間の末日が同月一日以後に終了す  
る事業年度に属するときにおける  
当該利益の配当又は剰余金の分  
配)を受ける場合について適用す  
る。

8 新法第四十六条の三の規定は、  
昭和三十七年四月一日から適用  
し、同日前における法人税の納稅  
地については、なお従前の例によ  
る。

9 この法律の施行の際改正前の法  
人税法(以下「旧法」という。)第四  
十六条の三第二項前段の規定によ  
る申告によりその納稅地が定めら  
れる。

れでいる外国法人については、そ  
の納稅地として定められている場  
所は、當該外国法人の新法第四十  
六条の三第一項の規定による納稅  
地とみなす。ただし、當該外国法  
人が新法第四十六条の三第一項の  
規定による納稅地によりたい旨を  
當該場所の所轄稅務署長に届け出  
たときは、その届出があつた日以  
後は、この限りでない。

10 この法律の施行の際旧法第四  
六条の三第二項後段の規定による  
指定により納稅地が定められて  
いる場合において、その指定に係る  
納稅地が新法第四十六条の三第一  
項の規定による納稅地と異なると  
きは、當該指定は、同条第二項の  
規定による指定とみなす。

11 この法律の施行前にした法人稅  
に係る違反行為及び附則第二項の  
規定により従前の例によることと  
された法人稅に係るこの法律の施  
行後にした違反行為に対する罰則  
の適用については、なお従前の例  
による。

### 理由

今次の税制改正の一環として、法  
人税について、所得稅及び法人税を  
通する退職年金に関する税制の整備  
を図るために、外國稅  
額控除制度の拡充及び外國法人に対  
する課稅の合理化を図り、その他所  
要の規定の整備を行なう必要があ  
る。

る。これが、この法律案を提出する  
理由である。

### 國稅法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決  
した。

よつて国会法第八十三により送付  
する。

昭和三十七年三月十四日

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

保険業法(昭和十四年法律第四十  
一号)の一部を次のよう改正す  
る。

第十二条ノ三第一号中「(船舶ヲ保  
険ノ目的トスル損害保険事業ニ在リ  
テハ保險料率ニ係ルモノヲ除ク)」を  
削る。

この法律は、公布の日から施行す  
る。

附則

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告  
を求めます。大蔵委員長小川平二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○副議長(原健三郎君) 委員長の報告  
を求めます。大蔵委員長小川平二君。

または保険の業務を行なう法人に対  
し、その退職年金積立金について千分  
の十二の税率により法人税を課税する  
こととしております。

次に、外国法人がわが国において事  
業を行なう場合に、その事業所得に對  
して課税する要件を明確にし、また、  
わが国に事業を有しない外国法人の資  
産の譲渡による所得の課税について  
は、所得稅改正と同様な措置を講する  
とともに、外國で設立した一定の子会  
社が納付した外國法人稅額をその親会  
社である内國法人が納めた外國法人稅  
額とみなして、その稅額控除を行なう  
こととしております。

以上、本案については、審議の結  
果、昨二十八日、質疑を終了し、直ち  
に討論に入りましたところ、日本社会  
党を代表して平岡委員より反対の旨の  
意見が述べられました。次いで、採決  
いたしましたところ、起立多数をもつ  
て原案の通り可決となりました。

次に、國稅法の一部を改正する法律  
案について申し上げます。

本案のおもな改正の内容は次の通り  
であります。

まず第一に、企業の退職年金に関する  
規定の整備を行なうとするもので  
あります。すなわち、企業が、その從  
業員の退職年金の原資に充てるため、  
一定の要件に該当する退職年金に関す  
る信託または保険の契約に基づいて一  
定の掛金を拠出したときは、その從業  
員に対する所得稅の課稅は別途所得稅  
法の改正で、年金を實際に支給される  
ときまで繰り延べられることとなつて  
おります。そこで、この繰り延べ措置  
を図るために、外國稅  
額控除制度の拡充及び外國法人に対  
する課稅の合理化を図り、その他所  
要の規定の整備を行なう必要があ  
る。

第二点は、鹿児島県鹿児島空港は、昨  
年九月から鹿児島—沖縄間に定期航  
空路が開設されたことに伴い、外國貿  
易に使用されることとなりました。

で、同空港を税關空港に指定すること  
といたしております。

保険業法の一部を改正する法  
律

參議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿



## (路上駐車場の設置及び廃止)

**第五条** 前条第一項の規定により路上駐車場設置計画について建設大臣の承認があつた場合においては、道路管理者である地方公共団体（道路法第十二条の二第一項に規定する指定区間内の一般国道におけるものとされている都道府県知事又は指定都市の長の統轄する都道府県又は指定都市、その他の一般国道又は二級国道にあつては道路管理者である都道府県知事又は市長の統轄する都道府県又は市）は、その路上駐車場設置計画に基づいて路上駐車場を設置するものとする。

**2** 指定都市以外の市は、前項の規定にかわらず、同項の規定により都道府県が設置すべき路上駐車場で当該市の区域に係るものと協議して、設置することができる。

**3** 都は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により特別区が設置すべき路上駐車場を、当該特別区と協議して、設置することができる。

**4** 前三項の規定により路上駐車場を設置する地方公共団体（以下「路上駐車場管理者」といふ。）が路上駐車場を設置しようとする場合においては、当該路上駐車場管理者の意見をきかなければならない。

**第五条第一項から第三項まで**に改め、「第五章 大規模の建築物における駐車施設の附置」を「第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理」に改める。

**第六条第一項中「前条第一項」**を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条同項及び第三項中「道路管理者である地方公共団体」を「路上駐車場管理者」に改める。

**第七条及び第八条第二項中「道路管理者である地方公共団体」**を「路上駐車場管理者」に改める。

**第十一条中「都市計画区域」**の下に「以下「都市計画区域」という。」を加え、「駐車場管理者」を「路外駐車場管理者」に改め。

**第十三条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十五条（見出しを含む。）並びに第十六条中「駐車場管理者」を「路外駐車場管理者」に改め。**

**第十七条の見出しおよび助成措置**に改め、同条に次の二項を加える。

国は、都市計画として決定された路外駐車場を設置する地方公共団体その他の者に対し、その設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。

**第五章第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対する規制**が当該駐車場整備地区内又は商業地域内の道路及び自動車交通の状況を勘案して条例で定めた面積以上のものを新築し、特定部分の延べ面積が当該規制による規制の適用範囲となる場合の建築物について特定用途に供する部分のある建築物で特定用途に供する建築物の特定部分の延べ面積が当該規制以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。

**3** 前二項の延べ面積の算定については、同一敷地内の二以上の建築物で用途上不可分であるものは、これを一の建築物とみなす。

**第五章中第二十条の次に次の二条を加える。**

(建築物の用途変更の場合の駐車施設の附置)

**第二十条の二 地方公共団体は、前条第一項の地区若しくは地区内又は同条第一項の地区内において、建築物の部分の用途の変更（以下**

「路上駐車場管理者は、当該駐車場整備地区に關し、都市計画として決定された路外駐車場が整備されるに応じて、逐次路上駐車場を廃止するものとする。この場合にあつては同条第二項の規定によりその管理を行なわせることができるものとされる。この場合にあつては、當該路上駐車場管理者の意見をきき、かつ、當該路上駐車場が第二項又は第三項の規定により設置されたものであるときは、當該都道府県又は特別区に協議しなければならない。

〔建築物の新築又は増築の場合の駐車施設の附置〕を「第五章 建築物における駐車施設の附置及び管理」に改める。

**第二十条を次のように改める。**

**第二十条 地方公共団体は、駐車場整備地区内又は商業地域内において、延べ面積が三千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、延べ面積が当該規模以上の建築物について増築し、又は建築物の延べ面積が当該規模以上となる増築をしようとする者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定める。**

**2** 地方公共団体は、駐車場整備地区及び商業地域以外の都市計画区域内の地域（以下「周辺地域」という。）内で条例で定める地区内、又は周辺地域、駐車場整備地区及び商業地域に準じて自動車交通の状況が周辺地域に準じて自動車交通若しくは自動車交通が多くそうすることが予想される地域内で条例で定める地区内において、特定部分の延べ面積が三千平方メートル以上で条例で定める規模以上の建築物を新築し、特定部分の延べ面積が三千平方メートル以上となる増築をしようとする者に対する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定める。

**〔用途変更〕**とある。当該用途変更により特定部分の延べ面積が一定規模（同条第一項の地区又は地域内のものにあつては同条に規定する条例で定める規模をいう。以下同じ。）に規定するものの大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法第二条第十四号又は第十五号に規定するものをいう。以下同じ。）をしようとする者又は特定部分の延べ面積が一定規模以上の建築物の用途変更により特定部分の延べ面積が増加することとなるものために大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする者に対する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設を設けなければならない旨を定めることができる。

**2** 前条第三項の規定は、前項の延べ面積の算定について準用する。(駐車施設の管理)

**第二十条の三 地方公共団体は、第二十条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設けられた駐車施設の所有者又は管理者に対する規制の適用範囲となる場合の建築物について特定用途に供する建築物及び建築物の特定部分の延べ面積が当該規制以上となる増築をしようとする者に対する者に対し、条例で、その建築物又はその建築物の敷地内に駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）を設けなければならない旨を定めることができる。**

**1** この法律は、公布の日から施行する。



(国会議員互助年金法の一部改正)  
国会議員互助年金法(昭和三十一年)

（昭和三十一年法律第70号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の二条を加え  
る。

(公務傷病年金と障害補償との  
調整)

国会議員の歳賀、旅費及び手当等に関する法律第十二条の三の規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法第十五条の規定による遺族補償に相当する補償を受ける場合には、当該補償金の年額のうちその百七十分の七十に相当する金額の支給を停止する。

理

規定に基づき両議院の議長が協議して定めるところにより国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第二百九十一号）第十三条の規定による障害補償に相当する補償を受ける場合には、その補償が同法同条に規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から当該補償を受ける間、その補償が同法同条に

規定する第一種障害補償に相当する補償であるときはこれを受ける事由が生じた月の翌月から六年間、当該公務傷病年金の年額のうち第十一条第二項の規定によ

より加算された金額に相当する  
金額の支給を停止する。

(公務による遺族扶助年金と遺族補償との調整)  
第十九条の二 前条第二項第四号  
の規定による遺族扶助年金は、  
当該遺族扶助年金を受ける者が

衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）の一部

律案外二件について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

五人増員するものであります。

次に、衆議院法制局職員定員規程の

一部を改正する規程案は、法制局織田の定員を七十人から七十一人に七月

「これらの案は、いずれも四月一日から改めようとするものであります。」

ら施行することとして、議院運営委員会において起案、提出したものであ

ます。何とぞ御賛同あらんことをお願  
い申し上げます。(拍手)

○副議長(原健三郎君) 三案を一括して採決いたします。

三案を可決するに御異議はございませんか。

○副議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。よって、二案は可決となりました。

ました。

○副議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五分散会

出席國務大臣  
文部大臣  
荒木萬壽夫君

建設大臣 中村 梅吉君  
自治大臣 安井 謙君

出席政府委員  
經濟企画政務次官 菅 太郎君

大藏政務次官 天野 公義君  
農林政務次官 中馬 辰猪君

通商產業政務次官  
運輸政務次官 有馬 江治君

七四六

七四

## ○朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、昨二十八日、商工委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 松平 忠久君 (理事松平忠

久君去る二十七日委員辞

任につきその補欠)

（常任委員辞任）一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員 田中 繁一君

外務委員 島本 虎三君

島本 虎三君 楠崎弥之助君

田中幾三郎君

大蔵委員 田中幾三郎君

農林水産委員 田中 繁一君

文教委員 田中 繁一君

農林水産委員 田中 繁一君

商工委員 田中 繁一君

農林水産委員 田中 繁一君

文教委員 田中 繁一君

農林水産委員 田中 繁一君

商工委員 田中 繁一君

農林水産委員 田中 繁一君

文教委員 田中 繁一君

## 大蔵委員

広瀬 秀吉君

淺沼 享子君

中村 利秋君

東海林 稔君

安井 吉典君

芳賀 貢君

大蔵委員

赤松 勇君

島本 虎三君

中村 英男君

野原 覚君

社会労働委員

谷垣 専一君

中澤 茂一君

橋 兼次郎君

山内 広君

農林水産委員

栗林 三郎君

玉置 一徳君

川俣 清音君

伊藤卯四郎君

芳賀 貢君

大蔵委員

伊藤卯四郎君

運輸委員

矢尾喜三郎君

田中幾三郎君

建設委員

矢尾喜三郎君

松前 重義君

井手 以誠君

予算委員

矢尾喜三郎君

橋 兼次郎君

田中幾三郎君

外務委員

矢尾喜三郎君

大蔵委員

芳賀 貢君

大蔵委員

芳賀 貢君

大蔵委員

芳賀 貢君

大蔵委員

芳賀 貢君

大蔵委員

## 農林水産委員

安井 吉典君

芳賀 貢君

大蔵委員

石山 権作君

東海林 稔君

井端 繁男君

木原津與志君

野原 覚君

久保 三郎君

芳賀 兼次郎君

（特別委員辞任）

（公職選挙法改正に関する調査）

正に開催する調査野米男君

（議案提出）

（議案付託）

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

出

衆議院法務局職員定員規程の一部を改正する規程案（議院運営委員長提出）

出

豪雪地帯対策特別措置法案（寺島隆太郎君外百名提出、衆法第二十九号）

議案は次の通りである。

著作権法の一部を改正する法律案  
(山中吾郎君外十一名提出)

一、次の議案は、昨二十八日、委員会において撤回を許可した旨参議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律案  
(山中吾郎君外十一名提出)

昭和三十七年三月二十六日

決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

本件の趣旨

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

昭和三十五年度各特別会計の予備費の予算額は一千四百三十八億一千百万円余であるが、このうち、六百五億四千五百万円余は、昭和三十五年八月十二日から同年十二月二十三日までの間に使用され、すでに第三十八回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十六年一月十四日から同年三月三十日までの間に、国連警察の予算額は、百億円であるが、このうち、七十六億七千三百万円余は、昭和三十五年四月十二日から同年十一月三十日までの間に使用され、すでに第三十八回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十六年二月十七日から同年三月二十九日までの間に、厚生保険特別会計健康勘定における健康保険給付費の不足を補うために必要な経費、食糧管理特別会計国内麦管理勘定における災害復旧事業における災害復旧事業及び仲裁裁定の実施等に必要な経費及び失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費等に八十二億三千九百万円余を使用したものである。

本件の趣旨

昭和三十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十三条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十四条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十五条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十六条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十七条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十八条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十九条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十三条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十四条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十五条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十六条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十七条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十八条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第二十九条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第三十条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第三十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第三十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第三十三条に基づく使

## 二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、  
(承諾を求めるの件)に関する報

本件の使用は妥当なものと認め、  
承諾を与えるべきものと議決した

次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月二十六日

決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

本件の趣旨

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十三条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十四条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十五条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十六条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十七条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十八条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十九条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十三条に基づく使

## 昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使用総調書

(承諾を求めるの件)に関する報

告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

右報告する。

昭和三十七年三月二十六日

決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

本件の趣旨

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十三条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十四条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十五条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十六条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十七条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十八条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十九条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

## 昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使用総調書

(承諾を求めるの件)に関する報

告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

右報告する。

昭和三十七年三月二十六日

決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

本件の趣旨

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

昭和三十五年度特別会計予備費  
使用総調書(その2)(承諾を求めるの件)に関する報告書

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十三条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十四条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十五条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十六条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十七条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十八条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第十九条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十一条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

昭和三十五年度特別会計予算總則第二十二条に基づく使

用の例に準じて提出されたものである。

右報告する。

別会計港湾整備勘定における船舶  
滞留緊急対策に必要な経費、及び  
治水特別会計治水勘定における緊  
急砂防事業等に必要な経費等に、  
六十二億二千円余を使用したも  
のである。

二 本件の議決理由  
本委員会において審査の結果、  
本件の使用は妥当なものと認め、  
承諾を与えるべきものと議決した  
次第である。

昭和三十七年三月二十六日  
決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度特別会計予算総  
(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、予備費使用の例に準じ  
て提出されたものであつて、昭和  
三十六年度特別会計予算総則第十  
二条の規定に基づき、昭和三十六  
年九月二十二日及び同年十二月一  
日、造幣局特別会計における補助  
貨幣製造数量の増加等に必要な經  
費及び国有林野事業特別会計国有  
林野事業勘定における作業量等の  
増加に必要な経費に、四十億四千  
六百万円余を使用したものであ  
る。

二 本件の議決理由  
(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件は、予備費使用の例に準じ  
て提出されたものであつて、昭和  
三十六年度特別会計予算総則第十  
三条の規定に基づき、昭和三十六  
年十二月十四日、郵政事業特別会  
計における業績賞与支給に必要な  
経費に、二十五億二千百万円余を  
使用したものである。

二 本件の議決理由  
本委員会において審査の結果、  
本件の使用は妥当なものと認め、  
承諾を与えるべきものと議決した  
次第である。

昭和三十七年三月二十六日  
決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十六年度特別会計予算総  
(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨  
本件は、予備費使用の例に準じ  
て提出されたものであつて、昭和  
三十六年度特別会計予算総則第十  
三条の規定に基づき、昭和三十六  
年十二月十四日、郵政事業特別会  
計における業績賞与支給に必要な  
経費に、二十五億二千百万円余を  
使用したものである。

二 本件の議決理由  
本件は、予備費使用の例に準じ  
て提出されたものであつて、昭和  
三十六年度特別会計予算総則第十  
三条の規定に基づき、昭和三十六  
年十二月十四日、郵政事業特別会  
計における業績賞与支給に必要な  
経費に、二十五億二千百万円余を  
使用したものである。

昭和三十七年三月二十六日  
決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十七年三月二十六日  
てん菜生産振興臨時措置法の一  
部を改正する法律案(内閣提出)  
〔別紙〕

(小字及び  
〔別紙〕

てん菜生産振興臨時措置法の一部  
を改正する法律案に対する附  
帯決議

政府は、この法律の施行に當たつて、次の各項について遺憾なく措置  
すること。

一、昭和三十七年産てん菜の最低生  
産者価格を速やかに決定し、これ  
を告示すること。

二、てん菜の最低生産者価格の決定  
にあたつては、最近において貿  
易金、物価等が上昇している等の現  
状にかんがみ、農家手取が実情に  
即するよう十分の配慮をもつて措  
置すること。

三、てん菜最低生産者価格の引上げ  
に伴い、てん菜糖の製造原価に影  
響が及ぶときは、政府買入等必要  
な措置を検討すること。

右報告する。

昭和三十七年三月二十六日  
決算委員長 鈴木 仙八

衆議院議長清瀬一郎殿

昭和三十七年三月三十一日限りで  
失効することになつてゐるが、最  
近におけるてん菜の生産状況にか  
んがみ引き続きその生産の振興を  
図る必要があるので、同法の有効

期限を一年間延長して、寒地に  
おけるてん菜糖の政府買入れ等の  
措置を継続しようとするものであ  
る。

二 本件の修正議決理由  
本案は、わが国におけるてん菜の  
生産振興の実情にかんがみ、適  
切なるものと認めるが、なお、暖  
地で生産されるてん菜について  
も、その生産の振興を圖る必要が  
あると認め、本案は、別紙の通り  
修正議決すべきものと議決した次  
第である。

なお、本案に対して、別紙のご  
とき附帯決議を附することに決  
した。

三 本案施行に要する経費  
昭和三十七年度一般会計予算の  
農林省所管土地改良事業費のうち  
に七億九千六百二十四万六千円、  
昭和三十七年度食糧管理特別会計  
予算中、農産物等買入費及び農產  
物等管理費等として約二十六億五  
千五十五万七千円が計上されてい  
る。

右報告する。

昭和三十七年三月二十七日  
農林水産  
委員長 野原 正勝

衆議院議長清瀬一郎殿

〔別紙〕

第五条第一項中「当該生産年において」を「当  
該は、運年ににおいては種されるてん菜につき」に  
改め、「買入された」の下に「当該は運年におけ  
るは種に係る」と書き、同条第二項中「生産年の  
十月末日まで」は「運年又はその翌年の政令で定め  
る期日」に改める。

附則第二項中「昭和三十七年三月二十一日」を「昭和三十八年三月二十  
日」に改める。

ただし、昭和三十七年五月一日から同年十二  
月三十日までの間に種されるてん菜を原料  
として製造されるてん菜糖については、この法  
律は、昭和三十八年四月一日以後も、なおその  
一日に改める。

これまで所持の禁止をしてい  
なかつた刃渡り五・五センチ  
メートル以下の飛出しナイフに  
ついても原則としてその所持を  
禁止する。

1 オリンピック競技大会等の国  
際的な規模の運動競技会に用い  
られるけん銃については、その  
競技会を主催する関係団体から  
推薦された者に限り、あらたに  
所持を許可することとし、あわ  
せて、その所持許可手続及びけ  
ん銃保管について定めるものと  
する。

2 競技会を主催する関係団体から  
推薦された者に限り、あらたに  
所持を許可することとし、あわ  
せて、その所持許可手続及びけ  
ん銃保管について定めるものと  
する。

3 銃砲刀剣類の所持許可の年齢  
基準を十四歳から原則として十  
八歳に引きあげるとともに、所  
持許可申請者の同居の親族にそ  
れぞれがある場合に許可をせ  
ず又は許可を取り消すことがで  
ある」ととする。

4 指定射撃場について諸基準を定め、これに適合したものと都道府県公安委員会が指定するものとしたほか、射撃場の指定に伴う必要な規定を設ける。

5 銃砲刀剣類製造業者及び販売業者は、譲受人が適法に所持することのできる者であることを確認した場合、又は所持許可証を提示した場合でなければ譲り渡してはならないものとする。

6 業務又は正当な理由によるほか携帯を禁止していた刃物の範囲が現行法では「あいくわ類似の刃物」となつてゐるのを、原則として「刃体の長さが六センチメートルをこえる刃物」と改める。

7 警察官は、銃砲刀剣類を携帯し、もしくは運搬している者、又はその疑いのある者が、他人に危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、それを提示させ、または開示させて調べることができる。かつ、その場合、危害防止上必要があるときは、それを提出させて一時保管することができる。

二 議案の可決理由

暴力犯罪を根絶し、社会秩序の安定を確保するため、本案の趣旨及び内容はおおむね妥当なものと認め、賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

3 内閣総理大臣は、積雪の度その他政令基準に基づき、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯を指定する。

2 内閣総理大臣は、積雪の度その他政令基準に基づき、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯を指定する。

二 議案の修正議決理由

本案は、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

3 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきき、開議の決定を報告する。

昭和三十七年三月二十七日

地方行政 國田 直

衆議院議長清瀬一郎殿

豪雪地帯対策特別措置法案(寺島隆太郎君外百名提出)に関する報告書

経て、豪雪地帯対策基本計画を定める。

四 國会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、国務大臣佐藤榮作君より、本案に対して

「本案の趣旨に沿うよう努力する」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十七年三月二十八日

商工委員長 早稲田柳右衛門

衆議院議長 清瀬一郎殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(事業計画の作成及び調整)

第十一条 関係行政機関の長は、毎年

度、基本計画の実施についてそ

の所掌する事項に關し事業計画を作成し、これを經濟企画庁長官(北海道の区域内にある豪雪地帯に係る)に提出しなければならない。

事業計画については、北海道開拓局長官(以下この条において同じ)。

第二条 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとす

る。

第三条 第一項に規定する豪

雪地帯対策基本計画

(昭和三十七年法律第一号)

第十四条 第十四号を第十五

号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

第十五条 法律第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十六条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百一十三号)の一部を次

のように改正する。

第十七条 災害対策基本法の一部改正

(昭和三十七年法律第一号)

第十八条 第二百一十三号を第十五

号とし、第十三号の次に次の二号を加える。

第十九条 第二百一十三号の一部を次

のように改正する。

第二十条 災害対策基本法の一部改正

(昭和三十七年法律第一号)

第二十一条 第二百一十三号の一部を次

のように改正する。

第二十二条 災害対策基本法の一部改正

(昭和三十七年法律第一号)

第二十三条 第二百一十三号の一部を次

のように改正する。

権限の行使について補佐すること。

第九条第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 豪雪地帯における雪条件の改善に関すること。

十二の三 売雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第一号)第十条の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画について必要な調整を行なうこと。

第十三条第十一号の次に次の二号を加える。

十一の四 北海道開拓法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十五条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十六条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十七条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十八条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第十九条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十一条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十二条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十三条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十四条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十五条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十六条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十七条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十八条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第二十九条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十一条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十二条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十三条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十四条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十五条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十六条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十七条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十八条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第三十九条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十一条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十二条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十三条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十四条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十五条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十六条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十七条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十八条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第四十九条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第五十条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第五十一条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第五十二条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

第五十三条 第二百一十三号の一部を次のように改正する。

ト競走法」の三法は、限時立法的性格のものであつたこと。

地方財政および機械工業がギヤンブル収益に依存すべき段階

はすぎたこと。

この種競技は社会悪をもたらすこと。

## 二 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 三 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 四 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 五 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 六 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 七 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 八 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 九 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 十 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 十一 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## 十二 議案の否決理由

現下の情勢にかんがみ、本案の措置は必要がないものと認め、これを否決すべきものと議決した次第である。

## (2) 競輪の実施機関として、現在の都道府県自転車振興会に代え、地区別に、特殊法人「自転車競技会」を設立する。

## (3) 競輪場の入場料の最低額、勝者投票法の種類と実施方法、競輪開催の日取りの規制及び選手の共済事業に対する助成等の規定を整備して、競輪の弊害除去を図る。

## (4) 新たに、体育事業等公益の増進を目的とする事業の振興のための交付金制度を設ける。

## 2 小型自動車競走法の改正

## 3 競走の開催の日取り及び入場料の最低額を運輸省令で定める

## 4 勝舟投票は、単勝式、複勝式、連勝單式及び連勝複式の四種とし、勝舟の決定方法等は、運輸省令で定めるものとすること。

## 5 施行者は、造船関係事業及び体育事業等の振興費として、一定の金額を日本船舶振興会に交付すること。

## 6 施行者は、競走の収益を、社会福祉の増進等の施策を行なうに必要な経費の財源に充てるよう努めること。

## 7 造船関係事業及び体育事業等の振興業務を行なう団体として、財團法人日本船舶振興会を新設するとともに、設立に関する規定及び所要の監督規定を設けること。

## 8 運輸大臣は、選手の共済事業に対する助成について、必要な

## 育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与しうることとする等のため、現行制度に改正を加えようとするもので、その内容の主な点は次のとおりである。

## 1 自治大臣は、指定を受けた市町村について、指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができるものと認めたときである。

## 2 競走に使用するモーターボート及びモーターの検査員を登録制とする。

## 3 競走の開催の日取り及び入場料の最低額を運輸省令で定める

## 4 勝舟投票は、単勝式、複勝式、連勝單式及び連勝複式の四種とし、勝舟の決定方法等は、運輸省令で定めるものとすること。

## 5 施行者は、造船関係事業及び体育事業等の振興費として、一定の金額を日本船舶振興会に交付すること。

## 6 施行者は、競走の収益を、社会福祉の増進等の施策を行なうに必要な経費の財源に充てるよう努めること。

## 7 造船関係事業及び体育事業等の振興業務を行なう団体として、財團法人日本船舶振興会を新設するとともに、設立に関する規定及び所要の監督規定を設けること。

## 8 運輸大臣は、選手の共済事業に対する助成について、必要な

## 助言または勧告できることとすること。

## 二 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 三 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 四 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 五 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 六 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 七 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 八 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 九 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 十 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 十一 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 十二 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 十三 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

## 十四 議案の可決理由

## 本案は、モーターボート競走の健全化を図るため、妥当なものと認め、これを可決すべきものと認めたときである。

関税法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

1 岡山県水島港は、昨年から貿易実績が急激に上昇し、港湾設備およびその将来性についても他の開港に比して遅色がないので、同港を開港に指定することとしている。

2 鹿児島県鹿児島空港は、昨年九月から鹿児島、沖縄間に定期航空路が開設されたことに伴い、外國貿易に使用されることとなつたので、同空港を税關空港に指定することとしている。

二 議案の可決理由

最近における外國貿易の実情等にかえりみ、時宜に適するものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月二十八日

大蔵委員長 小川 平二  
衆議院議長清瀬一郎殿

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

損害保険会社の行なう船舶保険料率に関する共同行為は、現在、独禁法の適用除外となつてないが、これを独禁法の適用除外にしようとするものである。

二 議案の可決理由

船舶保険の料率については、現在、損害保険料率算定会が算出し

たものを適用しているが、これを協定料率制に改め、船舶保険の料率について共同行為をすることができるとするとするのと、船舶保険本来の姿にかえすことであつて、きわめて適切妥当な措置であること認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月二十八日

大蔵委員長 小川 平二  
衆議院議長清瀬一郎殿

駐車場法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近の都市における緊迫した交通事情を緩和する措置として適切なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

二 議案の可決理由

本案は、最近の都市における緊迫した交通事情を緩和する措置として適切なるものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十七年三月二十八日

建設委員長 二階堂 進  
衆議院議長清瀬一郎殿

衆議院会議録第二十七号中正誤

行 誤 正

正六五 六若干 若年  
五一 元 教科書 教科書

について路上駐車場の整備を促進し管理の合理化を図るものとすること。

(二) 国は都市計画として決定された路外駐車場の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならないものとすること。

四 建築物に対して条例で駐車施設の設置を義務づけることができる場合を広げることができるものとすること。

五 その他所要の改正を行なうこと。

昭和三十七年三月二十九日 衆議院会議録第二十九号

明治三十五年三月二十一日第三種郵便物認可

七五四

定価一部十五円  
(但し良質紙は二十円)  
(配送料共)  
発行所  
東京都新宿区市谷本町一五  
大蔵省印  
電報九段  
(監修)